

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
臨時会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	3
発言通告について	4
特別委員会について	4
特別委員会に関する動議について	4
委員会の人数構成について	5
臨時会終了後の日程について	5
杉並区議会諸課題検討会について	6
杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）について	8

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年5月14日（水） 午前9時58分～午前10時15分					
場 所	第3・4委員会室					
出席理事 （8名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳
	理 事	川原口	宏 之	理 事	奥 山	たえこ
	理 事	田 中	朝 子	理 事	安 斉	あきら
欠 席 理 事	（なし）					
理事以外の 出席議員	議 長 井 口 かづ子					
出席理事者	（なし）					
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉	誠 吾	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 会 法 務 長 担 当 係	武 士	清 亮
	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男	担 当 書 記	橘 川	敦 江

(午前 9時58分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、4月11日、4月17日の2回分について事前に各理事にお送りしています。この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いとします。

《臨時会の日程について》

脇坂理事 次に、臨時会の日程についてです。臨時会につきましては、議会運営委員会の答申に基づき、議長が5月7日付で区長に対し招集請求を行ったところ、同日付で区長から5月22日に臨時会を招集する予定である旨申入れがありましたので、御報告いたします。

それでは、日程案について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和7年第3回臨時会日程（案）でございます。5月22日、会期は1日間。午前10時本会議を開会、常任委員会委員を選任。常任委員会委員選任後、この後の議題にある特別委員会委員の選任替えを動議により実施。特別委員会委員選任後、議会運営委員会の委員を選任。最後に、先日の議会運営委員会です承いただいた議席の一部変更。

なお、日程案については議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定でございます。

また、本会議終了後、新しい委員の任期開始日となるため、正副委員長互選等を予定しています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、臨時会の日程案については、明日の議会運営委員会に諮ることいたします。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 会議録署名議員は、6 番田中ゆうたろう議員、43 番安斉あきら議員。

以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしく願いいたします。

《発言通告について》

脇坂理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 5月22日木曜本会議の発言通告については、2 日前の5月20日火曜午後5時までとしてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、発言通告の期限については、明日の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《特別委員会について》

脇坂理事 次に、特別委員会について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。この間、議運理事会において協議をし、合意をした特別委員会変更に関する資料でございます。改めて付議事件を御確認ください。下線のとおり、「政治倫理に関する調査」を追加しています。この内容で異論がなければ、この後説明を予定している特別委員会に関する動議で議運委員長から特別委員会の付議事件の変更について提案することとし、あわせて、例年と同様、特別委員会委員の選任替えについても動議で提出することとしてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、特別委員会については、明日開催の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《特別委員会に関する動議について》

脇坂理事 次に、特別委員会に関する動議についてです。第3回臨時会におきまして、常任委員会委員の選任が予定されていますが、特別委員会に関する動議につきまして、私

のほうから提案したいと思いますので、まずは動議の案文を朗読いたします。

案文。動議を提出いたします。最初に、特別委員会の付議事件の一部変更についてご提案するものであります。D X・議会改革に関する特別委員会の付議事件に、新たに「政治倫理に関する調査」を追加するものでございます。

また、ただいま常任委員会の委員が選任されました。慣例に従い、昨年5月に委員の選任替えを行った4つの特別委員会についても、委員の選任替えをすることを合わせて御提案いたします。

以上、議会運営委員会の決定により動議を提出いたします。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上でございますが、ただいまの案文のとおり動議を提出することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この内容で明日開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《委員会の人数構成について》

脇坂理事 次に、委員会の人数構成について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。委員会の人数構成について各会派で調整いただき、その結果は資料のとおりでございます。確認のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《臨時会終了後の日程について》

脇坂理事 次に、臨時会終了後の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。資料のとおり、22日の臨時会終了後、順次会議を予定しています。また、この後の協議で杉並区議会諸課題検討会の設置がまとまれば、ICT活用推進検討委員会の後に第1回検討会を開催し、正副会長互選を予定しています。なお、委員改選後の新しい委員による出席となるため、各会派所属議員へ伝達をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおり、22日の臨時会終了後から各会議を予定しておりますので、各会派所属議員へお伝え願います。

《杉並区議会諸課題検討会について》

脇坂理事 次に、杉並区議会諸課題検討会についてです。前回の理事会で、事務局から設置要綱（案）が示され、内容について各会派に持ち帰ることとなっておりました。前回もお伝えしたとおり、本日要綱案がまとまれば、個名の提出をお願いし、5月22日以降に検討を始められればと思いますので、御協力をお願いいたします。

まず、この件について非交渉会派の意見を確認してもらいましたので、事務局から報告をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧ください。前回の理事会でお示した杉並区議会諸課題検討会設置要綱（案）でございます。この要綱案を基に、非交渉会派からの意見を募ったところ、申し送り事項や検討会について複数御意見があったため、御報告させていただきます。

申し送り事項については、何期も持ち越されている課題を現在の議員で協議する意味があるのか。申し送りは議運で扱われてきたものなので、議運理事会は課題の扱いをその責任において決着すべきであり、今さら非交渉会派を巻き込まないでほしい。申し送り事項の扱いは今期で終わらせ、以後諸課題については改選ごとの議員の発意によるべきではないかという御意見がございました。

また、検討会については、新たな会議体をつくっても結局まとまらないのではないかと。要綱案に明記されていないが、重大な内容も含まれているため、過半数ではなく、当然全会一致であるべきではないかという意見がございました。

説明は以上でございます。

脇坂理事 それでは、続いて、会派からの意見の報告をお願いいたします。

矢口理事 私たちの会派は、頂いた要綱案で問題ありません。作成のほうをいただきまして、ありがとうございました。

山田理事 私たちの会派も同じく要綱案で問題ないところです。

ひわき理事 私たちの会派も同様に、作成していただいた要綱案で問題ないと考えます。

川原口理事 同じくこの要綱案で問題ないという意見でございます。

奥山理事 私たちも問題ないという話になりました。

いろいろ質問が出たので、それは後ほどでもいいでしょうか。それとも今でも……。

脇坂理事 では、まず一通り各会派の御意見を聞いてから、もう一度奥山理事を指名いたします。

田中（朝）理事 私たちの会派も問題ないということでした。

安斉理事 こちらの要綱案で結構でございます。

脇坂理事 では、奥山理事、御発言をお願いします。

奥山理事 まず出たのは開催の頻度ですね。3つの重たいテーマがありますので、いついつだとか、それから、開催の日程を事前にみんなで諮ったりするのだろうかという質問がありました。というのは、毎回必ず出なければいけませんが、場合によっては何かと重なって出られないことがあるかもしれないので、事前にお尋ねするという次第です。

脇坂理事 この1点ということでよろしいでしょうか。

奥山理事 はい。

脇坂理事 事務局のほうで答えられますか。

事務局次長 そちらにつきましては、今後会長互選もありまして、そちらの会議の中で決めていくべきことかなというふうに考えております。

脇坂理事 それでは、意見がまとまりましたので、杉並区議会諸課題検討会は、この内容で設置をしたいと思います。要綱案は、明日の議会運営委員会で確認をいたします。なお、個名については、各会派5月16日金曜日までに事務局へお伝えください。非交渉会派へは事務局から確認をお願いいたします。

安斉理事 さっき事務局のほうから、非交渉会派の方たちの御意見というのを聞き取っていただいて御披露いただいたんですけれども、かなり否定的ですよ。お話だけ聞くとね。我々は、あくまでも議会の総意として、長年懸案であるものについて、やっぱりそのままにしておくわけにいかないだろうと、ある程度整理をして、議会全体である程度結論を出していこうという、ある意味では前向きな取組として私どもは議論をしたつもりなんです。ただ、少数会派の人がそういうような意識であるのであれば、何もその人たちを入れる必要はないのかなと私は思ったんですよ。というのは、勝手にやれという意見もあったじゃないですか。これは2名入れていますよね、1名じゃなくて。というのは、1人の方にかかなりウエートがかかるという話もあったので、わざわざ少数の人を2名にしたと。

今みたいなかなり否定的な話をされる方がいるのであれば、これは多分、少数の方のまとめようがないと思いますね。であれば、逆にもう少数を外して、我々に責任を持ってやれと言うのであれば、我々は責任を持ってやるということもあるのかなと思ったんですよ。だから、そういう協調性のない方の意見を聞く必要があるのかというね。

一応この交渉会派は、じゃ、前向きに、いろいろな課題はあるけれども、少しやってみようということで合意しているわけだから、それを何か否定するような意見があるのであれば、私はそこまで付き合う必要があるのかなと、そこまで少数の意見を尊重する必要があるのかなとちょっと疑問に思ったので、もし会を開いてもそういう意見がかなり強く出てくると、前に進めなくなっちゃうという話があるので、そこは少し……。設置をするのは構わないというか、いいんですけれども、そのことに対する対処というのはある程度私たちも考えないと、会を始めてみたけれども何か前に進まないじゃないかみたいな話になりかねないのかなと、ちょっと私は疑問というか、そういう危惧を持ったんですけれども、どうなんですか。

事務局に聞きたいのは、長くなっちゃうけれども、1人の方なのか、少数会派って8人ぐらいいるんだっけ、8人ぐらいの方が大体大枠でそういう話をしているのか。もし8人の方がそういうような大枠で言っているのであれば、その人たちを入れたってしょうがないので、交渉会派だけでやってもいいのかなと私は思いますけれども、ちょっとその辺、解説してもらえますか、どうですか。

事務局次長 これは複数意見が出ていますけれども、1名の方からの御意見でございます。

安斉理事 では、特定の方ということですかね。ということは、8人なので1名の方と。

7名の方はおおむね、交渉会派がそういう提案をしてきているけれども、それはいいんじゃないかと、お付き合いしていただけるよというような感じなんですか、どうですか。

事務局次長 意見を募ったところ、1名の方からの御意見だけだったということでございます。

安斉理事 分かりました。結構です。

《杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）について》

脇坂理事 では、次に進みますけれども、杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 杉並区議会個人情報の保護に関する条例について、3月19日の理事会及び議運で条例を制定する方針が決定されたことを受け、同日から4月21日まで、非交渉会派を含む各会派に意見募集を行ったところ、2会派から意見が提出されたため御報告させていただきます。

資料6を御覧ください。提出された意見と、事務局としての考え方をお示ししています。No. 1及びNo. 2が共産、No. 3からNo. 5までがシ杉から提出された意見です。主なものを説明させていただきます。

No. 2に記載のとおり、「個人情報について、本人により訂正請求が行われて措置が取られた場合に、公益に照らし区議会ホームページや区議会だより等での公表が必要である」という御意見がありました。この点については、右側の考え方に記載のとおり、事案の重大性等に応じて個別に判断され、対応されるものと考えています。

また、No. 5の御意見については、要約すると、「議会の情報に関する開示請求者の個人情報を漏えいすることはないことを明記すること」という御意見かと思います。既に制度がある議会への情報公開請求を含めた御意見かと思いますが、情報公開請求者、自己情報開示請求者の個人情報については、条例の施行後も引き続き適切な取扱いを確保していく。条例施行の周知等に当たり、参考といたします。

その他、会派からの意見については、条例（案）の修正は行わず、条例の運用や周知の際の参考とさせていただきます。

なお、条例（案）について、意見によらない修正を3点行ったため、御説明させていただきます。

裏面を御覧ください。条例（案）の修正について、左の表の欄が修正後、真ん中の欄が修正前となっています。

1点目は、第33条ですが、保有個人情報の訂正請求の手續について、本条例（案）では、開示請求を受けていない保有個人情報についても訂正請求を可能としているため、請求書に記載しなければならない事項から「保有個人情報の開示を受けた日」を削除しています。

2点目は、第41条ですが、保有個人情報の利用停止請求の手續についても、1点目の修正と同様に、請求書に記載しなければならない事項から「保有個人情報の開示を受けた日」を削除しています。

3点目は、条例（案）第48条で、審査会への諮問に関する規定ですが、修正後に記載のとおり文言の整理をしています。

ただいま御説明した修正で御異議がなければ、スケジュールに沿って、本理事会終了後、政策法務担当課へ条例（案）を送付し、法制執務上の確認を依頼する予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この内容で事務局から政策法務担当課に確認依頼を行っていただくようお願いいたします。政策法務担当課からの回答が整理でき次第、再度理事会及び

議会運営委員会の議題とし、条例案を決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午前 10 時 15 分 閉会)